

幼児教育・保育の無償化について

【公立・私立 認定こども園（１号）・幼稚園用】

R6. 10月

田原本町こども未来課



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、3～5歳児のお子さまと0～2歳児の住民税非課税世帯のお子さまの幼稚園の保育料が無償化されます。無償化の給付を受けるためには、利用の幼稚園や世帯に応じた施設等利用給付認定申請が必要になります。

1 施設区分と認定区分

対象年齢区分は3歳児から5歳児（満3歳児を含む ※1）

※1 3歳になった日以降に幼稚園に正式に入園できる日から対象）

〈表①〉

認定区分	施設等	保育の必要性	無償化の対象費用※2	上限等	手続き
(ア) 1号	・公私立認定こども園（教育認定）	なし	保育料	—	入園（入所）時
(イ) 1号 + 新2号	・公立幼稚園 ・私立幼稚園（新制度移行園）	あり	保育料		
			預かり保育利用料	450円×利用日数 （上限11,300円/月 ※3）	毎年度必要
(ウ) 新1号	・私立幼稚園（新制度未移行園）	なし	保育料	上限25,700円/月	入園（入所）時
(エ) 新2号		あり	保育料		
			預かり保育利用料	450円×利用日数 （上限11,300円/月 ※3）	毎年度必要

・入園される私立幼稚園が、新制度移行園か否か不明な場合は町役場もしくは園に問い合わせてください。

※2 実費徴収に係る費用（行事費、日用品費等）や延長保育料などは、無償化の対象外です。

※3 満3歳児に限り、市町村民税非課税世帯のみが対象となり、上限額は16,300円/月となります。

2 認定申請について

☆書類は全て町に提出してください。

〈表②〉

書類名	対象者 (表① 参照)	提出期日	支給方法
○施設型給付費支給認定申請書兼利用 施設届出書（1号認定用） ◎添付書類 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定に係る個人番号提供書	(ア) 1号 (イ) 1号+新2号	入園(所)月の 前月まで	園が代理受領※1 (4-① 参照)
○子育てのための施設等利用給付認 定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号) ◎添付書類 保育の必要性が証明できるもの (保護者全員分)	(イ) 1号+新2号 (工) 新2号	利用開始月の 前月10日まで	町立幼稚園：代理受領 (4-②参照) それ以外：償還払い※2 (4-③ 参照)
○子育てのための施設等利用給付認 定・変更申請書 (法第30条の4第1号)	(ウ) 新1号	入園(所)月の 前月まで	園が代理受領※1 (4-① 参照)

※1 園が保護者に代わって、町から受領します。保護者が町に請求する必要はありません。

※2 先に保護者が園に支払い、その後保護者が町に請求します。

- ・申請した次年度も利用するにあたり、保育の必要性が継続していくかを確認します。
対象者には、町から通知します。

3 保育の必要性の事由と証明書類

〈表③〉

保護者の状況	認定期間	添付書類
就労 【月64時間以上】	就労期間	就労・内定：「就労証明書」 自営業：①「就労証明書」★ ②確定申告など客観的に自営業をされていることが確認できる書類 ※就労確認ができるもの(健康保険被保険者証 社員証等)の写しを求める場合があります。
病気・疾病	療養を必要としなくなるまで	「疾病・障がい状況申告書」(診断書が必要)★
介護・看護	介護を必要としなくなるまで	①「介護・看護状況申告書」★ ② 介護を受ける方の「疾病・障がい状況申告書」 ※同居の親族を常時介護・看護している場合
産前産後	産前産後各8週 (最長5か月)	母子手帳(表紙と出産予定日の記載ページ)の写し
就学	就学期間	「就学等(予定)証明書」★
求職	求職期間 (最長3か月)	「求職活動状況申告書」★
災害等	必要な期間	必要に応じて相談

※ 保護者(子どもの父と母)の証明書等が必要です。

※ ★印のある証明書等の様式については、町ホームページ「保育園・認定こども園(保育認定コース)小規模保育所について」へ掲載していますので、ダウンロードできます。また、こども未来課窓口でも配布しています。

※ 保育が必要になった場合は、随時認定の手続きをすることができます。

※ ご家庭の状況等により、必要に応じて追加書類を提出いただく場合があります。
また、変更がある場合は、その状況に沿った書類の提出が必要になります。

4 無償化の給付について

①保育料の代理受領について

- ・公私立認定こども園（教育認定）・公立幼稚園・私立幼稚園（新制度移行園）に通うかたは、保育料を徴収しません。（表①（ア）、（イ）に該当するかた）
- ・私立幼稚園（新制度未移行園）に通うかたは、保育料（入園初年度の入園料を月割した額を含む）について、月額上限 25,700 円まで無償化します。（表①（ウ）、（エ）に該当するかた）
給付方法としては、田原本町が上限までを給付し、保護者のかたがその差額分（保育料－無償化分）を幼稚園へ支払う方法【法定代理受領】です。
- ・通園送迎費、教材購入費、日用品費などの費用は、実費負担となります。
- ・2歳児などを対象としているプレ幼稚園は、無償化の対象外です。

②預かり保育料の代理受領について

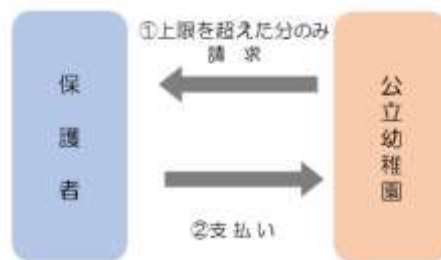
- ・新2・3号認定を受けたかたは、預かり保育料が無償化されます。無償化の上限額は、「日額 450円×利用日数（3-5歳児は上限 11,300円、満3歳児は上限 16,300円）」と「保護者負担額」を比較して少ないほうの額となります。

<公立幼稚園 代理受領>

給付方法は、上限を超えた額のみ幼稚園へ差額を支払う方法【現物給付】です。

（負担額の例）

	利用 日数	預かり保育料	無償化の 上限額	保護者の 負担額
平日 250円	20日	250×20 5,000円	450×20 9,000円	0円
長期休暇 700円	20日	700×20 14,000円	450×20 9,000円	14,000-9,000 5,000円

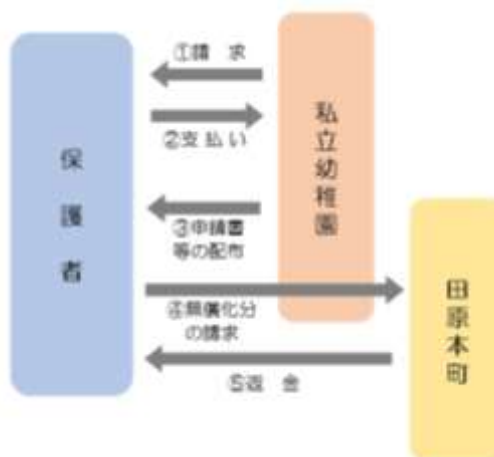


③償還払いについて

<私立幼稚園の給付方法>

給付方法は、預かり保育料の全額を幼稚園へ支払った上で、無償化分を田原本町へ3か月に1度請求することで返金する方法【償還払い】です。

申請書や領収書を幼稚園から発行されますので、必要事項の記入・確認の後にこども未来課へ提出ください。



＜こども未来課への請求時期＞

利用月	請求期限	支払日（目安）
4～6月	7月20日	8月末
7～9月	10月20日	11月末
10～12月	1月20日	2月末
1～3月	4月15日	5月中旬

※期限に遅れると、支払えない場合がありますので期限までに請求してください。

5 給食の副食費の助成（町独自事業のため、令和7年度の実施は未定）

- ・田原本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、独自に実費徴収となる副食費を上限5,100円まで助成しています。
 - ・公立幼稚園のかたは、副食費の徴収をしません。
 - ・私立幼稚園のかたは、預かり保育料と同様の方法【償還払い】です。
- ※ただし、住民税が未申告の場合は副食費の決定を行うことができません。
申告月の1月1日に田原本町に住民票がなかった方や他市町村で課税されている配偶者がいる場合は課税証明を提出してください。

6 その他

- ・氏名や住所の変更、幼稚園の退園・転園、その他生活状況の変更があった場合は、手続きが必要になりますので、速やかに町役場こども未来課へご連絡ください。

7 問い合わせ先

田原本町役場 こども未来課 こども支援係
電話番号 0744-33-9036

